

長崎県動物の愛護及び管理に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第7条）

第2章 動物の適正な取扱い（第8条―第11条）

第3章 周辺的生活環境への支障を防止するための措置（第12条）

第4章 雑則（第13条―第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第9条に基づき、動物の愛護及び管理に関する基本原則を定め、県、市町及び飼い主の責務並びに役割を明らかにするとともに、動物の適正な取扱いその他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、動物の健康及び安全の保持並びに人の生活環境の保全上の支障の防止を図り、もって人と動物が共生する住みよい社会づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 法第44条第4項に規定する愛護動物をいう。
- (2) 飼い主 動物の所有者又は占有者をいう。
- (3) 飼養施設 動物を飼養又は保管するための施設をいう。

（基本原則）

第3条 人と動物が共生する住みよい社会づくりの実現は、次に掲げる事項を基本原則として行わなければならない。

- (1) 動物の命についてその尊厳を守ることにより、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養^{かん}を図ること。
- (2) 全ての飼い主その他関係者が、その社会的責任を十分自覚し、鳴き声、ふん尿等による迷惑を含め、人の生命、身体若しくは財産の侵害又は生活環境の保全上の支障を防止すること。
- (3) 県民一人ひとりの動物に対して抱く意識及び感情は多様であることを理解した上で、お互いの立場を十分尊重すること。

（県の責務）

第4条 県は、人と動物が共生する住みよい社会づくりを推進するため、動物の

愛護及び管理に関し普及啓発を図ること、殺処分がなくなることを目指し収容した動物の譲渡を推進することその他必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(市町の協力)

第5条 県は、法及びこの条例の目的を達成するため、市町に対し必要な協力を求めることができる。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、動物の種類、生態、習性及び生理を理解するとともに、命あるものである動物の飼い主としての責任を十分に自覚して、動物を適正に飼養又は保管するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第7条 知事は、動物の健康及び安全を保持し、又は動物による人の生命、身体若しくは財産に対する侵害を防止するため必要があると認めるときは、飼い主その他の関係者に対して必要な指導又は助言をするものとする。

第2章 動物の適正な取扱い

(飼い主の遵守事項)

第8条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 動物の種類、生態、習性及び生理に適合する施設を設けること。
- (2) 動物の種類、発育状況等に応じて適正に飼料及び水を与えること。
- (3) 動物の疾病及びけがの予防その他の日常の健康管理を行うこと。
- (4) 動物のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等（以下「汚物等」という。）を適正に処理することにより施設の内外を常に清潔に保つこと。
- (5) 異常な鳴き声、悪臭、汚物等により人に迷惑をかけないこと。
- (6) 道路、公園、広場その他の公共の場所及び他人の土地、建物等を汚物等で汚し、又は損傷することのないように飼養すること。
- (7) 動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるとともに、その動物が逸走したときは、自らの責任において速やかに捜索し、捕獲すること。
- (8) 動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするため、所有者の氏名、連絡先等を記載した首輪若しくは名札又は法第39条の2のマイクロチップの装着その他の措置を講ずること。
- (9) 動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、不妊又は去勢その他の措置を講ずること。
- (10) 終生飼養すること。

(多頭飼養の届出)

第9条 犬又は猫の飼い主（法第12条第1項第4号に規定する第一種動物取扱業者、法第24条の3第1項本文に規定する第二種動物取扱業者、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定による許可を受けた者その他規則で定める者を除く。）は、その犬又は猫（生後91日未満の犬又は猫を除く。以下この項において同じ。）の数（犬及び猫の飼養又は保管をする場合にあつては、これらの数を合算した数）が1の施設において10以上となったときは、30日以内に、施設ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 飼い主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者（法人ではない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
- (2) 飼養施設の所在地
- (3) 犬又は猫の数及びこれらのうち不妊又は去勢の措置が実施されている犬又は猫の数
- (4) 犬又は猫の飼養又は保管の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(変更の届出)

第10条 前条の規定による届出をした者は、前条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき又は飼養若しくは保管を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(関係者による情報提供)

第11条 獣医師、市町等は、多頭飼育により飼養環境が不適正となるおそれがあることを把握した場合は、速やかに知事に情報提供するよう努めるものとする。

第3章 周辺的生活環境への支障を防止するための措置

(飼い主のいない猫への給餌等)

第12条 飼い主のいない猫に給餌及び給水を行う者は、不妊又は去勢の措置が実施されている猫その他規則で定める猫を対象とし、汚物等の適正な処理を行う等、周辺住民の生活環境に配慮した管理を行わなければならない。

2 何人も、前項に規定する場合を除き、飼い主のいない猫に対しみだりに給餌及び給水を行ってはならない。

第4章 雑則

(立入調査等)

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、施設その他関係のある場所に立ち入らせ、若しくは調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(動物愛護管理員)

第14条 法第37条の3第1項の規定により、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

(市町条例との関係)

第15条 市町がこの条例に定める手続その他の内容に関して条例を制定した場合において、当該条例の規定で、この条例の規定と同等以上の効果を有するものとして規則で定めるものが適用される市町の区域については、当該規定に相当する規則で定める規定は、適用しない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(長崎県動物愛護管理員設置条例の廃止)

2 長崎県動物愛護管理員設置条例(令和3年長崎県条例第37号)は、廃止する。